

広島県告示第百一十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十一年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	総合病院三原赤十字病院	所 在 地	三原市東町二丁目七番一 号	効力を有する期限	平成三四年二月二四日	備 考	更新
藤井病院		福山市鞆町鞆三三三番地					